

横須賀市報

第 1802 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

規 則	
◇契約規則中一部改正……………	14663
◇契約履行規則中一部改正……………	〃
◇コミュニティセンター条例施行規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇久里浜コミュニティセンターの一部の供用の休止について……………	14664
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の指定について……………	14665
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について……………	14666
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について……………	14667
◇指定障害児相談支援事業者の指定について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	14668
◇道路区域変更及び供用開始について……………	〃
公 告	
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	14669
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	14670
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇横須賀都市計画変更案の縦覧について……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………	14671
◇指定下水道工事店の所在地の変更について……………	14672
教育委員会告示	
◇横須賀美術館の供用の再開について……………	〃

規 則

横須賀市規則第72号
 契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和2年10月26日
 横須賀市長 上地克明
 契約規則の一部を改正する規則
 契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）の一部を次のように改正する。
 第12号様式から第19号様式までに備考として次のように加える。
 備考 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、押印を省略することができます。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
**横須賀市規則第73号**  
 契約履行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和2年10月26日  
 横須賀市長 上地克明  
 契約履行規則の一部を改正する規則  
 契約履行規則（平成19年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。  
 第1号様式、第2号様式、第4号様式、第8号様式、第10号様式及び第11号様式に備考として次のように加える。  
 備考 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、押印を省略することができます。  
 第12号様式に備考として次のように加える。  
 備考 完了届に責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、完了届の押印を省略することができます。  
 第13号様式、第14号様式甲、第14号様式乙、第17号様式甲及び第19号様式に備考として次のように加える。  
 備考 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、押印を省略することができます。  
 第20号様式に備考として次のように加える。  
 備考 物件納入書に責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、物件納入書の押印を省略することができます。  
 第21号様式に備考として次のように加える。  
 備考 賃貸借物件納入書に責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、賃貸借物件納入書の押印を省略することができます。  
 第22号様式甲及び第22号様式乙に備考として次のように加える。  
 備考 リース物件納入書に責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、リース物件納入書の押印を省略することができます。  
 第24号様式、第26号様式及び第28号様式に備考として次のように加える。  
 備考 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、押印を省略することができます。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市規則第74号
 コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和2年10月26日
 横須賀市長 上地克明
 コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則
 コミュニティセンター条例施行規則（平成20年横須賀市規則第7号）の一部を次のように改正する。
 第3条第1項中「提出しなければならない」を「提出し、又は市長が指定する書類を提示しなければならない」に改め、同条第2項中「とし、使用料の減免割合は、10割」を削り、同項に次の1号を加える。
 (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者（以下この号において「対象障害者」という。）及び当該対象障害者を介助する者（対象障害者1人につき1人を限度とする。）

が、条例別表第1に掲げる施設（トレーニング室に限る。）を使用するとき。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発見第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第3条に次の1項を加える。

3 使用料の減免割合は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 前項第1号から第3号までに該当する場合 10割

(2) 前項第4号に該当する場合 5割

第4条第2項中「10割」を「既納の使用料の10割」に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第179号

久里浜コミュニティセンターは、改修工事のため、令和3年1月5日から同年3月31日まで集会室の供用を休止します。

令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年10月1日	ツクイ横須賀	横須賀市池上2丁目10番15号	訪問介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏
同	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1番5号シーアイマンション久里浜1階	訪問介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏
同	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1番5号シーアイマンション久里浜1階	訪問入浴介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏
同	ツクイ横須賀森崎	横須賀市森崎1丁目2番30号	通所介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏

横須賀市告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として

指定しました。

令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年10月1日	オリーブデイズ	横須賀市森崎1丁目14番19号	地域密着型通所介護	横須賀市森崎一丁目14番19号 株式会社オリーブ 代表取締役 水上孝一
同	ツクイ横須賀光風台グループホーム	横須賀市光風台29番18号	認知症対応型共同生活介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏
同	ツクイ津久井浜グループホーム	横須賀市津久井2丁目17番23号	認知症対応型共同生活介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏

横須賀市告示第182号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。

令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
-------	--------	---------	---------	---------------------------

令和2年 10月1日	あんずの居宅相談室 おっぱま	横須賀市追浜本町1丁目 49番地	居宅介護支援	横須賀市追浜本町二丁目14番地 株式会社メディカルピュア湘南 代表取締役 小 吹 優
同	ツクイ横須賀	横須賀市池上2丁目10番 15号	居宅介護支援	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高 橋 靖 宏

横須賀市告示第 183 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。

令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 10月1日	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1 番5号シーアイマンショ ン久里浜1階	介護予防訪問入浴 介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高 橋 靖 宏

横須賀市告示第 184 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス事

業者として指定しました。

令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 10月1日	ツクイ横須賀光風台 グループホーム	横須賀市光風台29番18号	介護予防認知症対 応型共同生活介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高 橋 靖 宏
同	ツクイ津久井浜グル ープホーム	横須賀市津久井2丁目17 番23号	介護予防認知症対 応型共同生活介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高 橋 靖 宏

横須賀市告示第 185 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 9月30日	ツクイ横須賀	横須賀市池上2丁目10番 15号	訪問介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高 橋 靖 宏
同	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1 番5号シーアイマンショ ン久里浜1階	訪問介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高 橋 靖 宏
同	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1 番5号シーアイマンショ ン久里浜1階	訪問入浴介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高 橋 靖 宏
同	ツクイ横須賀森崎	横須賀市森崎1丁目2番 30号	通所介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高 橋 靖 宏
同	オリーブデイズ	横須賀市森崎1丁目14番 19号	通所介護	横須賀市森崎一丁目14番19号 株式会社オリーブ 代表取締役 水 上 孝 一

横須賀市告示第 186 号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
 令和2年10月26日
 横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年9月30日	ツクイ横須賀光風台グループホーム	横須賀市光風台29番18号	認知症対応型共同生活介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋 靖 宏
同	ツクイ津久井浜グループホーム	横須賀市津久井2丁目17番23号	認知症対応型共同生活介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋 靖 宏

横須賀市告示第 187 号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
 令和2年10月26日
 横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年9月30日	ツクイ横須賀	横須賀市池上2丁目10番15号	居宅介護支援	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋 靖 宏

横須賀市告示第 188 号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
 令和2年10月26日
 横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年9月30日	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1番5号シーアイマンション久里浜1階	介護予防訪問入浴介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋 靖 宏

横須賀市告示第 189 号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。
 令和2年10月26日
 横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年9月30日	ツクイ横須賀光風台グループホーム	横須賀市光風台29番18号	介護予防認知症対応型共同生活介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋 靖 宏
同	ツクイ津久井浜グループホーム	横須賀市津久井2丁目17番23号	介護予防認知症対応型共同生活介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋 靖 宏

横須賀市告示第 190 号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
 令和2年10月26日
 横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
-------	--------	---------	---------	---------------------------

令和2年 10月1日	ツクイ横須賀	横須賀市池上2丁目10番 15号	居宅介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏
同	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1 番5号シーアイマンショ ン久里浜1階	居宅介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏
同	ツクイ横須賀	横須賀市池上2丁目10番 15号	重度訪問介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏
同	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1 番5号シーアイマンショ ン久里浜1階	重度訪問介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏

横須賀市告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和2年10月26日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 9月30日	ツクイ横須賀	横須賀市池上2丁目10番 15号	居宅介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏
同	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1 番5号シーアイマンショ ン久里浜1階	居宅介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏
同	ツクイ横須賀	横須賀市池上2丁目10番 15号	重度訪問介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏
同	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1 番5号シーアイマンショ ン久里浜1階	重度訪問介護	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1 号 株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏

横須賀市告示第192号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により、次に掲げる者を指定障害児相談支援事業者と

して指定しました。

令和2年10月26日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 10月1日	相談室びーすけあ	横須賀市根岸町3丁目14番25号グ レイス5 101・102号	横須賀市東逸見町一丁目45番地 株式会社びーすけあ 代表取締役 武藤優子

横須賀市告示第193号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和2年10月26日

横須賀市長 上地克明

- 1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	2	西浦賀4丁目及び武1丁目地内	令和2年9月1日から同月30日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

- 2 保管場所

- 横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

~~~~~  
横須賀市告示第 194 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。  
令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日             | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                                                                                          | 保 管 場 所                     |
|-----------------------|-------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                       | 自 転 車       | 原動機付自転車及び普通自動2輪車 |                                                                                                                         |                             |
| 令和2年9月1日から<br>同月30日まで | 台<br>67     | 台<br>5           | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                         | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                     | 7           | 0                | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                       | 同                           |
| 同                     | 2           | 0                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                         | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                     | 35          | 2                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                      | 同                           |
| 同                     | 14          | 2                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                         | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                     | 4           | 2                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                       | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | 京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                       | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                     | 9           | 0                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                        | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                     | 1           | 0                | 津久井浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                       | 同                           |
| 同                     | 22          | 2                | 夏島町、浦郷町4丁目・5丁目、追浜東町1丁目、田浦町4丁目、汐入町3丁目、本町2丁目、小川町、米が浜通1丁目、田戸台、上町2丁目、池上5丁目、平作5丁目、大矢部2丁目、森崎2丁目、佐原2丁目、久里浜6丁目、長沢2丁目及び林2丁目地内の道路 | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | 衣笠駅第1自転車等駐車場                                                                                                            | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | 北久里浜駅第1自転車等駐車場                                                                                                          | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | 浦賀駅第1自転車等駐車場                                                                                                            | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                     | 1           | 0                | 久里浜駅自転車等駐車場                                                                                                             | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

3 返還を受ける方法

- (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用  
自転車 1台につき 1,500円  
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円

円

- (4) 持参するもの  
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市土木部土木計画課

~~~~~  
横須賀市告示第 195 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和2年10月26日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
1,843	旧	大津町3丁目74番の1地先から 大津町4丁目24番の2地先まで	メートル 1.8～2.4	メートル 306.9
	新	大津町3丁目80番の2地先から 大津町4丁目24番の2地先まで	1.9	4.9
1,845	旧	大津町3丁目76番の3地先から 大津町3丁目80番の1地先まで	1.8～3.0	149.7
	新	大津町3丁目74番の1地先から 大津町3丁目80番の1地先まで	1.8～4.6	254.3
7,732	旧	平作4丁目712番の3地先から 平作4丁目764番の1地先まで	13.0～58.2	700.0
	新	平作4丁目726番の2地先から 長坂5丁目3878番の1地先まで	11.4～42.7	693.8

公 告

横須賀市公告第 183 号 (令和2年10月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年10月16日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和2年度	介護保険料	6 月 分	令和2年7月30日
		7 月 分	令和2年8月28日

(別紙略)

横須賀市公告第 184 号 (令和2年10月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年10月16日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料決定通知書	6月分から9月分までの納期限は、令和2年11月2日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 185 号 (令和2年10月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年10月16日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和元年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和2年度		減額分 9月分の納期限は、令和2年11月2日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 186 号 (令和2年10月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年10月16日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日		
令和元年度	国民健康保険料	6 月 分	令和元年7月31日		
		7 月 分	令和元年8月30日		
		8 月 分	令和元年9月30日		
		9 月 分	令和元年10月30日		
		10 月 分	令和元年11月29日		
		11 月 分	令和元年12月27日		
		12 月 分	令和2年1月31日		
		1 月 分	令和2年2月28日		
		2 月 分	令和2年3月31日		
		3 月 分	令和2年4月30日		
		令和2年度		6 月 分	令和2年7月30日
				7 月 分	令和2年8月28日

(別紙略)

横須賀市公告第 187 号 (令和2年10月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する

る法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年10月16日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
-----	-----	-----	-------

令和2年度	後期高齢者医療保険料	7月分	令和2年8月28日
-------	------------	-----	-----------

(別紙略)

横須賀市公告第188号 (令和2年10月16日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和2年10月16日

横須賀市長 上 地 克 明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年2月20日 令1開第15号	令和2年10月9日 令2第11号	横須賀市浜見台1丁目41番9ほか1筆	横須賀市日の出町一丁目7番地 株式会社ベルテックス 代表取締役 武 田 哲

横須賀市公告第189号 (令和2年10月20日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和2年10月20日

横須賀市長 上 地 克 明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成31年3月5日 30開第28号	令和2年10月13日 令2第12号	横須賀市富士見町2丁目42番2ほか6筆	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七興産株式会社 代表取締役 高 橋 充

横須賀市公告第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から2週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
横須賀都市計画生産緑地地区	横須賀市平作3丁目地内

横須賀市公告第191号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和2年10月26日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷77番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市久村589番地
山 田 孝 之
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷71番地
小 林 カノ子

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷77番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井5丁目21番10号
志 村 達 也
- 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市須軽谷71番地
小 林 カノ子

記の3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井1丁目57番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目10番34号
原 田 幸 久
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目29番7号
原 田 ハナ子
茨城県つくば市並木3丁目23番地30
原 田 久美子
茨城県つくば市並木3丁目23番地30
原 田 洋 之

記の4

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井1丁目313番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
三浦市初声町三戸2590番地
山 崎 一 男
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目3番12号
原 田 俊 雄

記の5

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井1丁目902番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
三浦市三崎町小網代573番地
山 崎 和 善
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目3番12号
原 田 俊 雄

記の6

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井1丁目1615番1及び1615番2
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目9番1号

- 原 田 幸 子
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目4番15号
嘉 山 信 夫
記の7
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井2丁目2508番1、2508番2、2508番3及び
2508番4
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目7番17号
三 富 和 浩
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目7番18号
小 藤 田 隆
記の8
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長沢5丁目4595番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長沢6丁目30番12号
仲 野 翔
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長沢5丁目4番41号
斉 藤 ツ ル
記の9
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長沢6丁目2827番、2828番、2829番、2830番、
2831番1、2832番1、2832番2、2833番、2984番、2985番、

- 2986番1及び2987番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長沢6丁目30番12号
仲 野 翔
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市野比2丁目1番5-601号
山 田 桃 子
記の10
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名1丁目346番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市芦名2丁目1717番地
株式会社バンブーグラス
代表取締役 眞 中 泰 行
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名1丁目14番7号
高 橋 和 重

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第33号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新しました。

令和2年10月26日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	更新された指定の有効期間
3	鈴鹿建設株式会社	山田秀雄	横須賀市夏島町4番地	令和2年9月30日から 令和7年9月29日まで
4	文化興業株式会社	菊地達郎	横須賀市内川一丁目7番23号	同
9	株式会社清田工業	清田久也	東京都中央区東日本橋三丁目4番14号	同
10	株式会社鈴栄工業	鈴木透	横須賀市久里浜一丁目17番2号	同
11	株式会社いつみ工事	泉沢静雄	横須賀市林二丁目10番22号	同
13	有限会社三栄設備	後藤恵一	横須賀市栗田一丁目39番1号	同
14	株式会社望月工業所	望月博	横須賀市金谷三丁目4番3号	同
15	有限会社共立工業	荒井恵三	横須賀市上町三丁目5番地12	同
22	有限会社鈴木設備工業	鈴木俊彦	横須賀市須軽谷329番地	同
24	有限会社島崎設備工業	島崎洋行	三浦市南下浦町上宮田1180番地	同
25	株式会社むらやま	村山幸壽	横須賀市佐原五丁目10番3号	同
27	渚工業株式会社	豊浜芳夫	横須賀市佐島二丁目14番17号	同
28	有限会社横須賀設備工業所	生松務	横須賀市鴨居一丁目22番15号	同
30	株式会社米持工業	渡邊宏	横須賀市大矢部二丁目11番19号	同
33	有賀工業株式会社	有賀勇	横浜市金沢区西柴一丁目8番27号	同
34	株式会社岩崎水道工事店	岩崎政美	横須賀市三春町三丁目8番地	同
35	大信設備株式会社	廣川純一	横須賀市池田町六丁目35番15号	同
37	株式会社大神	岩崎次郎	横須賀市大矢部二丁目9番20号	同
40	有限会社新倉設備工業所	石垣郁雄	三浦郡葉山町一色862番地1	同
41	中台工業株式会社	佐藤朗	横須賀市鴨居一丁目13番1号	同
43	株式会社富士燃	井上啓嗣	横須賀市佐野町五丁目11番地	同
45	有限会社石井設備工業	石井栄一	横須賀市長井一丁目26番8号	同
46	株式会社鈴木商会	鈴木計章	横須賀市長井二丁目7番10号	同

47	後藤設備有限会社	後藤 裕 幸	横須賀市公郷町六丁目20番地	同
49	須藤設備工業株式会社	須藤 ひとみ	横須賀市平作五丁目13番12号	同
50	有限会社東住設	赤 穂 一 義	横須賀市追浜東町二丁目37番地	同
52	株式会社太八商事	高 橋 拓 海	横須賀市津久井二丁目3番13号	同
55	五代工業株式会社	澤 田 卓	横浜市戸塚区東俣野町1031番地1	同
56	横須賀管工事協同組合	鈴 木 計 章	横須賀市小川町25番地1	同
57	株式会社大建設備工業	玉 澤 博	横須賀市汐入町二丁目44番地	同
59	有限会社アイ・ティ・オー設備	伊 東 貴 之	横須賀市太田和一丁目10番10号	同
60	東西工業株式会社	丸 中 達 哉	横浜市保土ヶ谷区法泉二丁目25番18号	同
61	株式会社日野興業	米 陀 敏	横浜市港南区日野中央一丁目16番5号	同
62	株式会社澁谷興業	脇 田 弘 幸	横浜市港南区港南台九丁目29番5号	同
68	株式会社ヨコレイ	有 井 清	横浜市保土ヶ谷区新井町657番地	同
69	株式会社神奈川保健事業社	西之宮 聡	横浜市金沢区鳥浜町4番地18	同
70	株式会社金子工業所	金 子 繁 夫	横浜市戸塚区矢部町939番地	同
72	京急電機株式会社	土 屋 剛	川崎市川崎区池田二丁目2番3号	同
73	株式会社カワタ設備	河 田 和 弘	三浦市初声町和田1706番地1	同
74	積和建設神奈川株式会社	竹 花 嗣 生	横浜市港北区新羽町815番地	同
80	大同産業株式会社	吉 村 正	川崎市幸区下平間280番地ラ・ガイア3F	同
81	株式会社タクミ設備工業	岩 崎 敏 人	三浦市初声町下宮田813番地	同
84	有限会社飛鳥設備	藤 田 弘 志	横須賀市金谷三丁目2番8号	同
85	株式会社 浜	三 浦 忠 雄	横浜市旭区今宿西町328番地	同
87	山羽工業株式会社	山 根 格	藤沢市渡内二丁目2番7号	同
90	大成興業株式会社	長 岡 幸 宜	横浜市金沢区福浦一丁目14番地10	同
92	相和設備工業株式会社	相 原 厚 志	藤沢市川名二丁目5番25号	同
94	有限会社港水道工業所	川 上 重 明	横浜市鶴見区浜町一丁目5番地の3	同
96	有限会社酒井設備工業	酒 井 仁	横須賀市安浦町三丁目9番地1	同
98	有限会社武藤工務店	武 藤 雅 之	逗子市桜山六丁目2番19号	同

横須賀市上下水道局告示第34号
 平成29年横須賀市上下水道局告示第9号により指定した指定
 下水道工事店有限会社ウォーターワークスオブライフは、次の

とおり所在地を変更しました。
 令和2年10月26日
 横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	
			新	旧
須 315	有限会社ウォーターワークスオブライフ	桑 山 順 也	横須賀市佐島の丘一丁目5番6号	横須賀市池上七丁目27番16号

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第22号 (令和2年10月1日
 掲 示 済)
 横須賀美術館は、令和2年10月1日から供用を再開します。
 令和2年10月1日
 横須賀市教育委員会
 教育長 新 倉 聡